

電子的診療情報連携体制整備加算

令和 8 年 6 月から診療報酬改定に伴い、以下の施設基準通り
「電子的診療情報連携体制整備加算 3」を算定しています。

- 1.レセプトのオンライン請求を行っている
- 2.領収書を交付する際に医療費の明細が分かる明細書を交付している
- 3.オンライン資格確認を行なっている
4. 電子資格確認で取得した情報を診察室等で閲覧活用できる
- 5.マイナ保険証の利用率が 30%以上

相馬脳神経クリニック
院長 相馬 正男